

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東かがわ市防災会議が作成する計画であって、市、県、防災関係機関が有する機能を有効に発揮して、市の地域における全ての災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、東南海・南海地震に関し、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、東南海・南海地震に関する地震・津波防災体制の推進を図ることとする。

### 1 計画の構成

東かがわ市地域防災計画は、「一般対策編」及び「地震・津波対策編」の2編で構成する。

また、この「地震・津波対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

### 2 他の計画との関係

この計画は、香川県地域防災計画を指針として、共通する計画については香川県地域防災計画を準用し、その範囲内において作成する。従って、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画等との整合性を図る。また、災害対策は相互に有機的・一体的なつながりを保持することが不可欠であることから、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画や香川県地域防災計画、各機関の防災業務計画との整合性を図る。

### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。従って、各機関は関係する事項について、東かがわ市防災会議が指定する期日までに計画修正案を提出する。

### 4 計画の習熟等

防災関係機関及び市民は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

### 5 市民運動の展開（市民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全

に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

市は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにする。また、市民及び防災関係機関等に対し、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行う。

## 6 用 語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

- (1) 基本法……………災害対策基本法
- (2) 救助法……………災害救助法
- (3) 県本部……………香川県災害対策本部
- (4) 本部……………東かがわ市災害対策本部
- (5) 県計画……………香川県地域防災計画
- (6) 市計画……………東かがわ市地域防災計画
- (7) 県本部長……………香川県災害対策本部長
- (8) 本部長……………東かがわ市災害対策本部長
- (9) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中、次の組織名称は本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時（平常時の場合）
本 部	東かがわ市
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副 市 長
本 部 ・ 班	部 ・ 課 ・ 局
本 部 員	教育長・部長・消防団長

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び市民の責務

#### (1) 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### (2) 県

市を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

#### (3) 香川県広域水道企業団

市内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

#### (4) 指定地方行政機関

県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (7) 市民

災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。また、平常時から、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄を行い、全ての災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

さらに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、防災関係機関及び市民等が処理すべき事務又は、業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東 かがわ 市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の市民への周知 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発表並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童・生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 大川広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大川広域消防本部	1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報

(3) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童・生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置

	17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置
--	---

(4) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び市、県への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局長 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局長との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監視 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監視 3 災害地域における電気通信、放送施設等被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機器に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設及び農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施</li> <li>2 国有保安林の整備保全</li> <li>3 災害応急対策用木材(国有林)の供給</li> <li>4 民有林における災害時の応急対策等</li> </ol>
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保</li> <li>2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</li> </ol>
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保</li> <li>2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</li> </ol>
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項</li> <li>2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理</li> <li>3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導</li> <li>4 海上の流出油等に対する防除措置</li> <li>5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</li> <li>6 空港の災害復旧</li> <li>7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣</li> </ol>
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整</li> <li>2 陸上及び海上における緊急輸送の確保</li> <li>3 自動車運送業者、海上運送業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導</li> </ol>
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援、助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>
第六管区 海上保安本部 (高松海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等</li> <li>2 災害時における人員及び物資の緊急輸送</li> <li>3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持</li> <li>4 航路標識等の整備</li> </ol>
大阪航空局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空港施設の整備及び点検(管制部門)</li> <li>2 災害時の飛行規制等とその周知</li> <li>3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門)</li> <li>4 遭難航空機の捜索及び救助</li> </ol> <p>※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。</p>
国土地理院 四国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</li> <li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力</li> <li>3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力</li> <li>4 災害復旧・復興に当たって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づき、実施計画書の技術的助言の実施</li> </ol>

中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中四国グループ	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の構成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社四国支社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 高松支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香川県支部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他の応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

NTT 西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支社 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
イオン(株) (株)セブンイレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保
(一社)香川県トラック協会 (一社)香川県バス協会	1 災害時における陸上輸送の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県農業協同組合 香川東部森林組合 東讃・引田漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
東かがわ市商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力

医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における収容患者の医療の確保</li> <li>2 災害時における負傷者等の医療救護</li> </ol>
東かがわ市建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災施設の復旧協力</li> <li>2 災害復旧用資機材の供給</li> </ol>
東かがわ市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の普及及び防災意識の啓発</li> <li>2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け</li> <li>3 ボランティア活動の体制整備及び支援</li> <li>4 要配慮者に関すること</li> <li>5 義援金の配分に関すること</li> </ol>
社会福祉施設、 学校等の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保</li> <li>2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力</li> </ol>
危険物施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における危険物の保安措置</li> </ol>

(9) 市民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。</li> <li>2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震・津波等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。</li> <li>3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。</li> <li>4 指定避難所の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。</li> <li>5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。</li> <li>6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。</li> <li>7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。</li> <li>8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。</li> <li>9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。</li> <li>10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。</li> <li>11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。</li> <li>12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が避難準備・高齢者等避難開始避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。</li> <li>13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。</li> </ol>

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"><li>1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。</li><li>2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。</li><li>3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。</li><li>4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。</li><li>5 災害時等に地域市民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。</li><li>6 地域市民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。</li><li>7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。</li><li>8 市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。</li><li>9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。</li><li>10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。</li></ol>

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。</li><li>2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、市民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努める。</li><li>3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。</li><li>4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域市民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。</li></ol>

### 第3節 東かがわ市の地勢等の概況

#### 1 自然的条件

##### (1) 位置・地勢

東かがわ市は、香川県東端に位置し、東南は東西に連なる讃岐山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接し、東北は瀬戸内海国立公園播磨灘を臨み、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する自然環境に恵まれた地域である。瀬戸内海に注ぐ馬宿川、小海川、新川、湊川、与田川、番屋川などの流域に平野部が開け、市街地と田園地域を形成している。

気候は、比較的晴天の日が多く降水量が少ない瀬戸内海特有の温暖で穏やかな気候である。

##### (2) 面積

面積は 152.83 km<sup>2</sup>で、香川県内では五番目の規模である。その土地利用は、民有地の約 20% が田畑、50%以上が山林となっており、緑豊かな環境が広がっている。

##### (3) 地形・地質

東かがわ市の地質は、北部の火成岩地域と、南部の堆積岩地域の大きく 2 つからなっている。その境は、東は引田の城山から、宗心を通り、五名の払川付近にかけてほぼ東西に走っている。

市の北部に分布する火成岩のほとんどは、香川県の基盤になっている花こう岩である。これはマグマが地下深くで固まったとされている深成岩のなかまで、虎丸山などをつくっている岩石は中生代にできた領家花こう岩といわれるものである。また、花こう岩より新しい時代にできた安山岩などの火山岩が、馬篠や北山などの一部地域で見られる。

市の南部の堆積岩地域は、讃岐山脈をつくっている和泉層群といわれる地層からできている。和泉層群は、中生代に領家花こう岩類の上に堆積した地層である。

#### 2 社会的条件

##### (1) 人口・世帯

令和2年1月1日現在の人口・世帯数は、人口 30,201 人、世帯数 13,819 世帯であり、人口・世帯数共に減少傾向にある。

年齢構成は、0～15 歳が 9.3%、16～64 歳が 49.2%、65 歳以上が 41.5%となっている。

また、65 歳以上のうち、56.0%が 75 歳以上の高齢者であるなど、少子高齢化が顕著になっている。

##### (2) 交通

###### ① 道路

東西幹線として、北部地域には国道 11 号、南部中山間地域には国道 377 号がある。南北幹線としては、国道 318 号などがある。

また、四国横断自動車道が通り、市内には白鳥大内 IC、引田 IC が設置されており、京阪神方面とは 2 時間程度で結ばれている。

###### ② 鉄道

鉄道は、JR 高徳線が市内を通っており、高松まで 60 分程度である。

### 3 過去の地震災害

香川県では、概ね 90～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927 年の北丹後地震、1995 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生日	規模震度	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707年10月28日 (宝永4年10月4日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者 5,000 人余、潰家 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。余震は、12 月まで続く。5～6 尺 (2m 弱) の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年12月24日 (嘉永7年(安政1年)11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者 3,000 人、家屋全壊 10,000 戸、半壊 40,000 戸、焼失 6,000 戸、流失 15,000 戸。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。この地震による津波の高さは、香西（高松市西部）で 1 尺 (30 cm 余) であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦（共に県東部沿岸）で被害があった。
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 37.9' 東経 134° 55.8' 深さ 18 km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
兵庫県南部地震 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 35.9' 東経 135° 02.1' 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 戸、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
鳥取県西部地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3 震度 土庄 5 強 観音寺 5 弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M6.7 震度 高松4 多度津4 土庄4 観音寺4 坂出3 大内3	北緯 34° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2名、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,209箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	M6.3 震度 東かがわ、小豆島5弱 高松4 さぬき4 土庄4 綾川4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者34人(うち重傷者9人)、家屋全壊6棟、半壊66棟、一部破損8,000棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	M6.2(暫定値) 震度 高松4 丸亀4 観音寺4 さぬき4 三豊4 土庄4 小豆島4 直島4 多度津4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に、6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊26棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M6.6 震度 高松4 観音寺4 さぬき4 東かがわ4 三豊4 土庄4 小豆島4 綾川4	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人(うち重傷者5人)、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M6.1 震度 小豆島4 高松3 丸亀3 さぬき3 三豊3 土庄3	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人(うち重傷者28人)、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部破損57,785棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新続日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。  
但し、「平成13年(2001年)芸予地震」までは気象庁震度観測点による。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震及び鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

## 第4節 被害想定

県では、香川県地震・津波被害想定を公表している。以下は、本報告における東かがわ市の被害想定である。

### 1 基本的な考え方

県では、東日本大震災を教訓として、地震及び津波防災対策の強化・推進を図るための施策の一つとして、「香川県地震・津波被害想定」を公表した。この報告は、海溝型（南海トラフ）及び直下型（中央構造線・長尾断層）の大規模な地震が発生した場合を想定して、香川県内各地の揺れや液状化、津波等による被害を科学的・定量的に予測したものである。

「香川県地震・津波被害想定」は、平成24年に公表された中央防災会議による最新の科学的知見と県の地域特性を踏まえ、「香川県地震・津波被害想定調査委員会」での議論を経て、公表され、特に南海トラフを震源とする海溝型地震については、※1①最大クラスの地震・津波、※2②発生頻度の高い地震・津波を想定しており、今後の南海トラフ巨大地震対策の基礎資料として利用するものである。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があることに留意する。

※1 最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。

※2 発生頻度の高いものとは、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスに比べ、規模（震度や津波高）は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波である。

### 2 地震被害想定

#### (1) 想定地震

##### ① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

県内において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生。

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。（モーメントマグニチュード：地震9.0、津波9.1）

##### ② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一年程度）で発生し、①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。（モーメントマグニチュード：地震8.7、津波8.7）

##### ③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。（マグニチュード8.0）

④ 想定地震4：長尾断層の地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、県の東部に大きな被害をもたらすものと予想される。(マグニチュード7.1)

(2) 地震動予測結果

① 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

ア 震度は、5強～7になると予測された。

イ 平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあり、東かがわ市、観音寺市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

② 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高い）

ア 震度は、4～6弱になると予測された。

イ 島嶼部の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、東かがわ市、観音寺市及びさぬき市などのごく一部で震度6弱が予測された。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

ア 震度は、4～7になると予測された。

イ 中央構造線に近い東かがわ市、観音寺市及び三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

ア 震度は、4～6強になると予測された。

イ 長尾断層に近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

(3) 津波予測結果

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

ア 地震発生直後の海面に±20 cmの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。

イ 県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mとなった。(2.1mとなったのは、牟礼港（高松市）と志度港（さぬき市）)

ウ 市町別の最高津波水位（津波波高+満潮位等）は、約2.8～3.8mとなった。東かがわ市では2.5m～3mである。

エ 浸水面積は、香川県全体で約69.8 km<sup>2</sup>であり、東かがわ市では約3.7 km<sup>2</sup>である。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

ア 市町別の最高津波水位（津波波高+満潮位等）は、約2.3～3.2mとなった。3.2mとなったのは、観音寺市である。

イ 浸水面積は、香川県全体で約10.9 km<sup>2</sup>であり、このうち、浸水深1 m未満が約8.3 km<sup>2</sup>、浸水深1～2mが約2.3 km<sup>2</sup>、浸水深2m以上が約0.3 km<sup>2</sup>である。

市町別では、高松市が約2.2 km<sup>2</sup>と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約2.1 km<sup>2</sup>、小豆島町、三豊市となっている。浸水深1m以上の面積で見ると、高松市が約2.0 km<sup>2</sup>と大きく、次いでさぬき市となっている。

#### (4) 被害予測結果

##### ① 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

ア 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における市域での全壊棟数は4,480棟となっており、揺れによる全壊棟数は、市域で3,300棟と予測された。

イ 津波による全壊棟数は、市域で40棟、地震火災による焼失棟数は市域で1,000棟と予測された。

ウ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は市域で620人、負傷者数は2,000人と予測された。

##### ② 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高い）

ア 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における市域での全壊棟数は420棟となっており、揺れによる全壊棟数は、市域で290棟、液状化による全壊棟数は、市域で130棟と予測された。

イ 県全体での人的被害が最も多くなる夏12時での死者数は市域で20人、負傷者数は冬深夜が最も多く、市域で400人と予測された。

##### ③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

ア 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は市域で4,600棟と予測された。

イ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は市域で240人と予測された。

ウ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での負傷数は市域で1,200人と予測された。

##### ④ 想定地震4：長尾断層の地震

ア 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は市域で210棟と予測された。

イ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での負傷者数は市域で140人と予測された。

### 3 東かがわ市の被害想定

【被害想定結果総括表】

想定項目		想定地震	単位	南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高いもの)	中央構造線	長尾断層	
震 度			—	6弱～7	5強～6弱	6弱～7	5弱～6強	
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れによる		棟	3,300	290	3,500	60	
	液状化による		棟	130	130	200	150	
	津波による		棟	40	—	—	—	
	急傾斜地崩壊による		棟	10	—	10	—	
	地震火災による		棟	1,000	—	890	—	
人的被害 (冬深夜)	死 者 (人)		人	620	20 (夏12時)	240	—	
	負傷者 (人)		人	1,990	400	1,200	140	
	避 難 者 (人)	避難所	人	7,100	1,800	3,300	180	
		避難所外	人	4,700	1,200	2,200	120	
ライフライン被害	上水道 (断水人口)		人	29,000	23,000	29,000	14,000	
	下水道 (支障人口)		人	840	340	800	220	
	電力 (停電軒数)		軒	20,000	19,000	20,000	9,800	
	通 信	固定電話 (不通回線数)		回線	7,600	8,300	9,400	4,700
		携帯電話 (停波基地局率)		%	66%	84%	84%	47%

#### 4 減災効果

(1) 県内の住宅の耐震化率は、約 76% (平成 27 年末現在) となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 11 分の 1 に、それに伴う死者数は約 15 分の 1 に軽減される。

(2) 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 13% (平成 24 年 10 月県政世論調査) となっている。この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100% になれば、死者数は、約 23 分の 1 に軽減される。

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難 * あるいは避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要 (中央防災会議) より抜粋

\*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

(4) 直接経済被害額の軽減

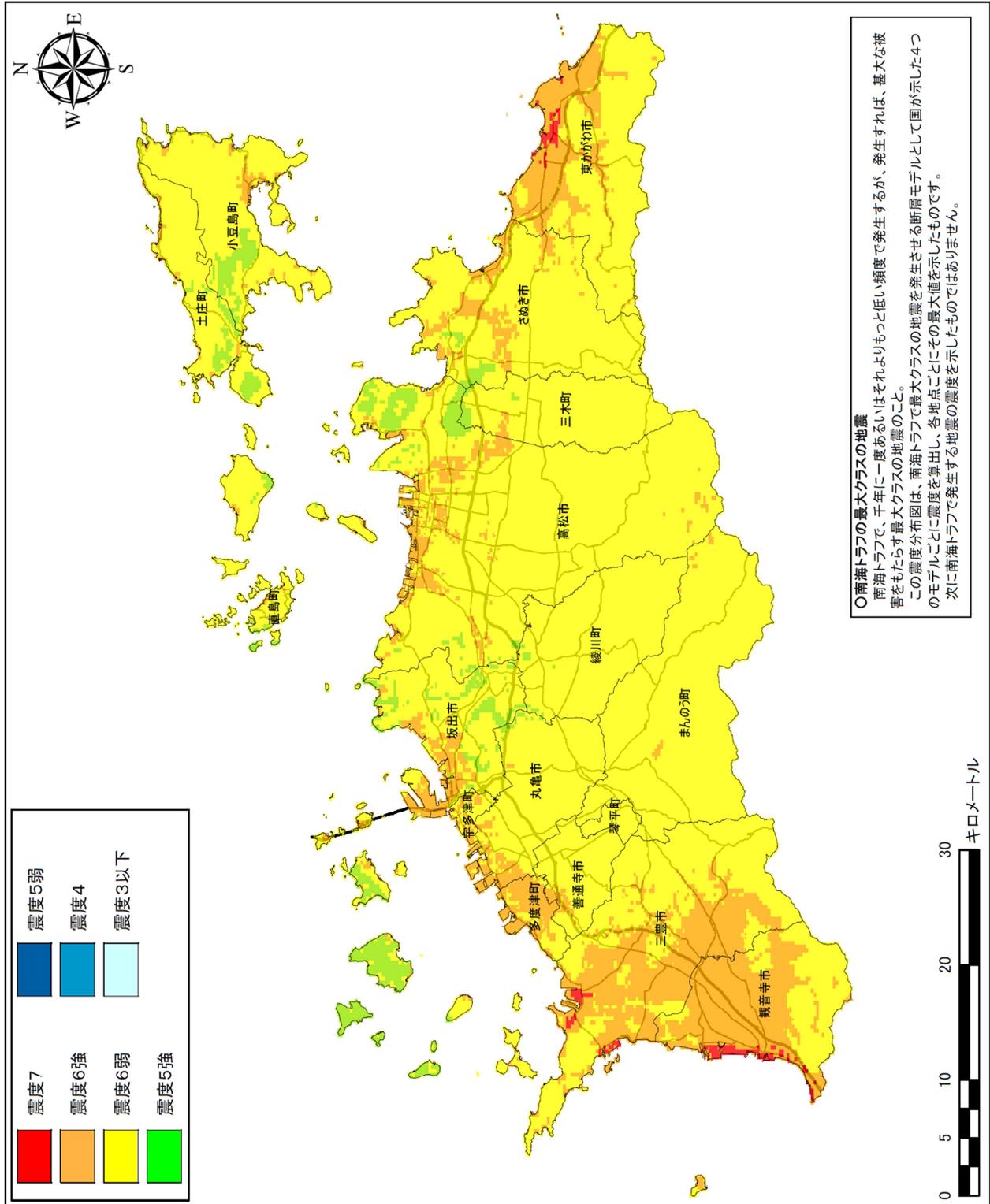
建物の耐震化率が 100% となれば、直接経済被害額は、約 2 分の 1 に軽減される。

# 南海トラフを震源とする地震

## (1) 最大クラスの地震

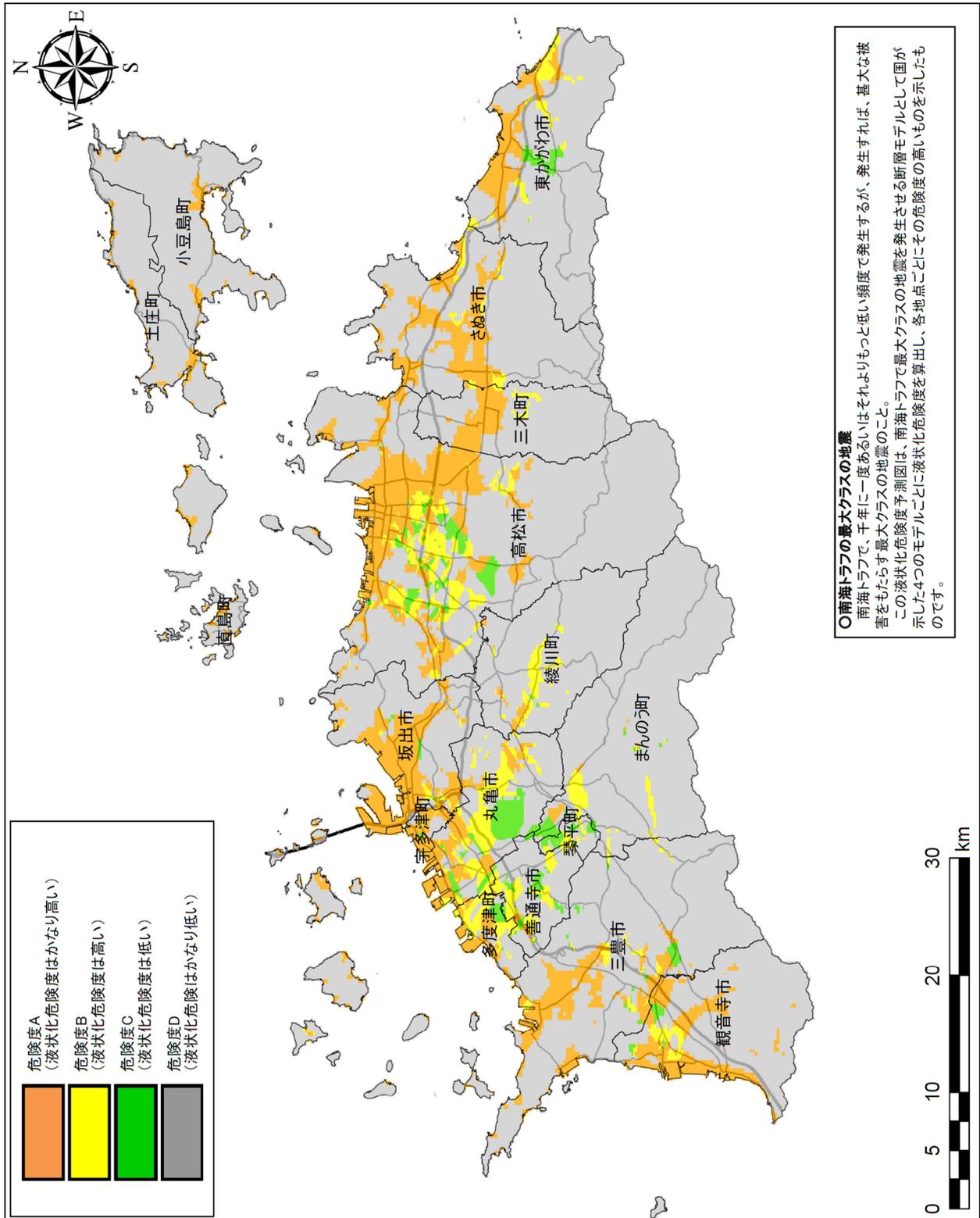
### ア 地震動

東かがわ市は非常に強い揺れが予想され、臨海部で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



イ 液状化

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部の周辺に分布している。東かがわ市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。

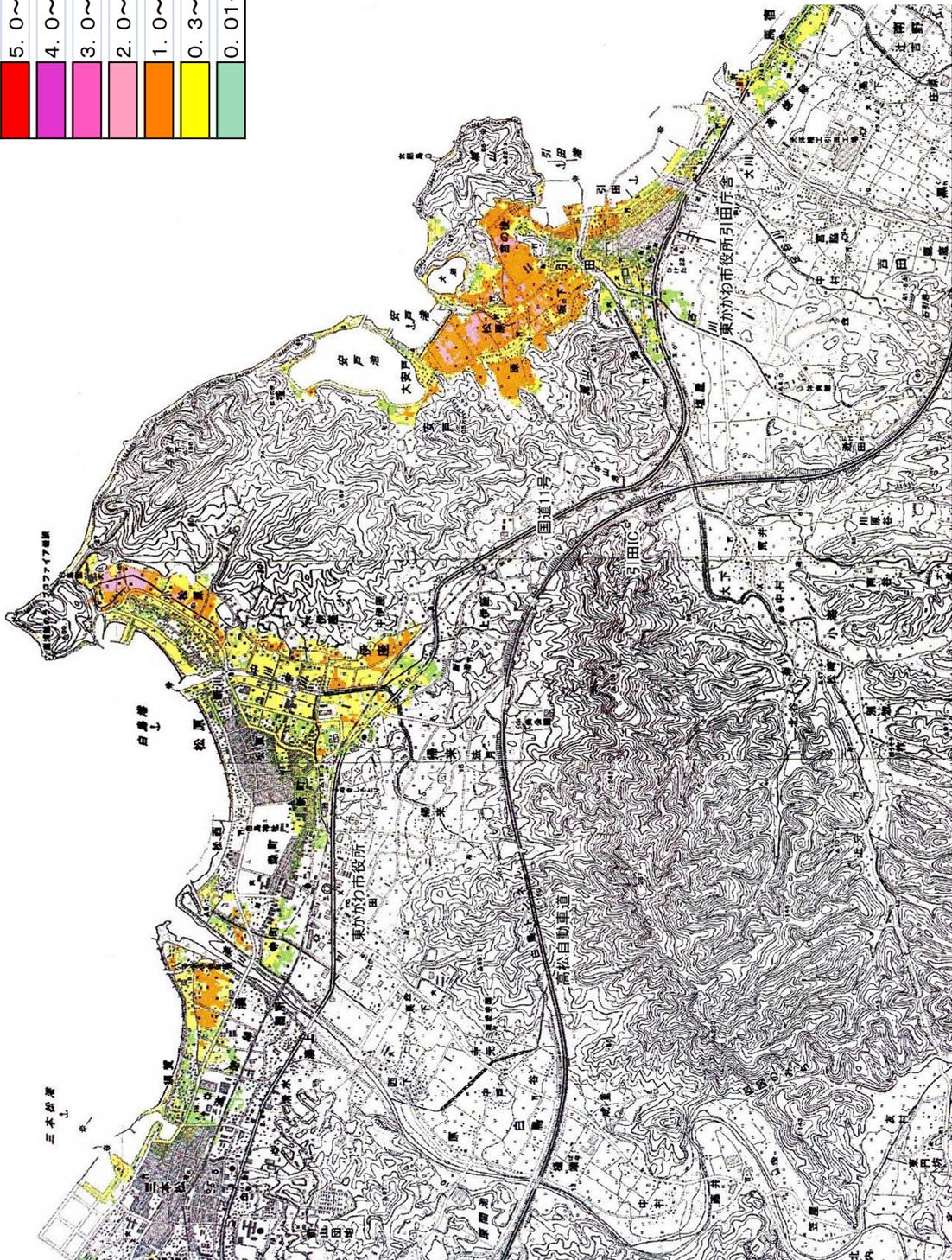
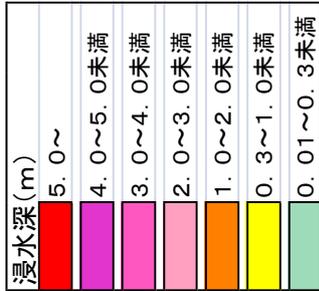


ウ 津波浸水

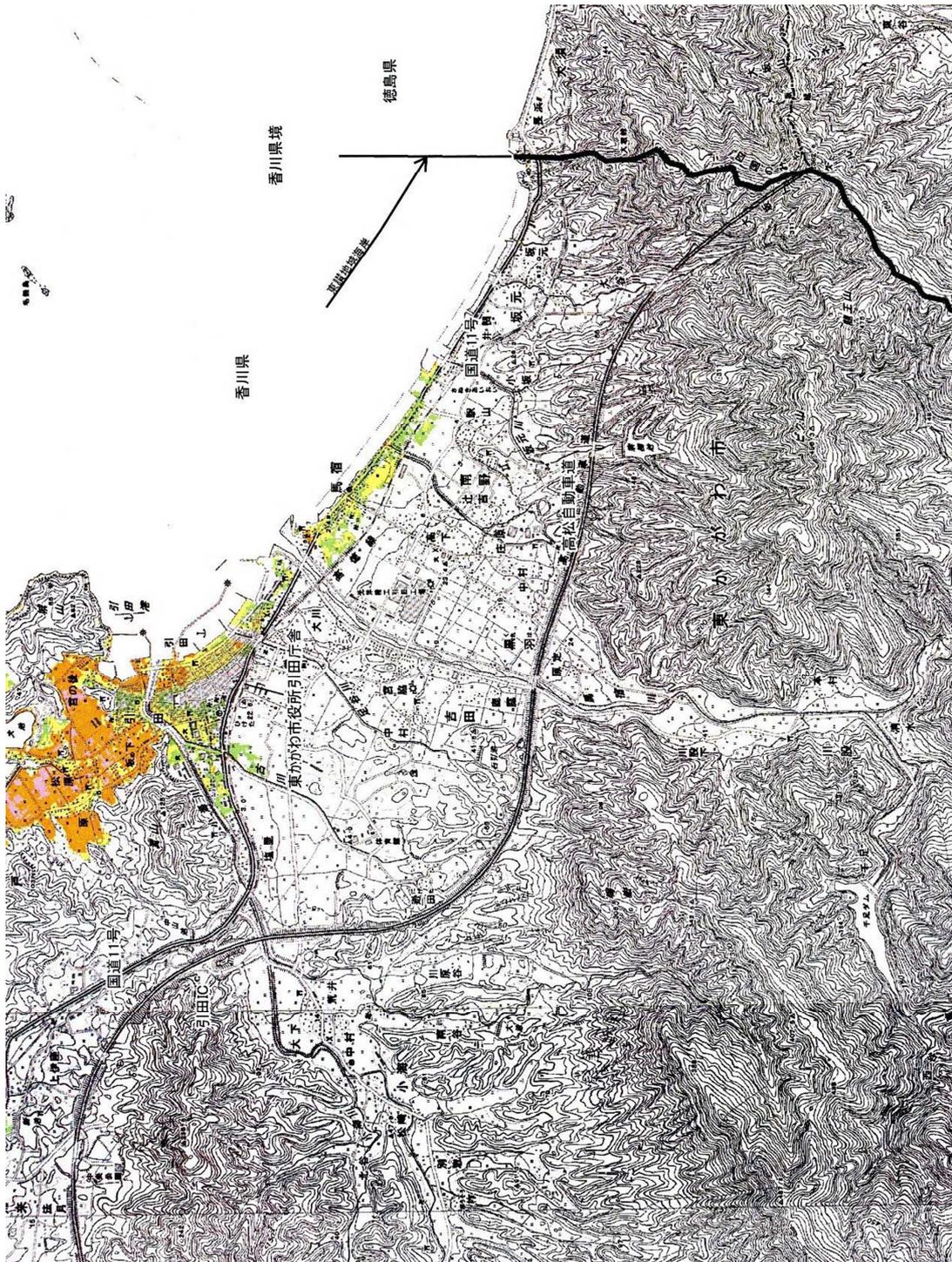
次に、津波浸水の予想図を示す。

a 三本松港

b 白鳥港



c 引田港



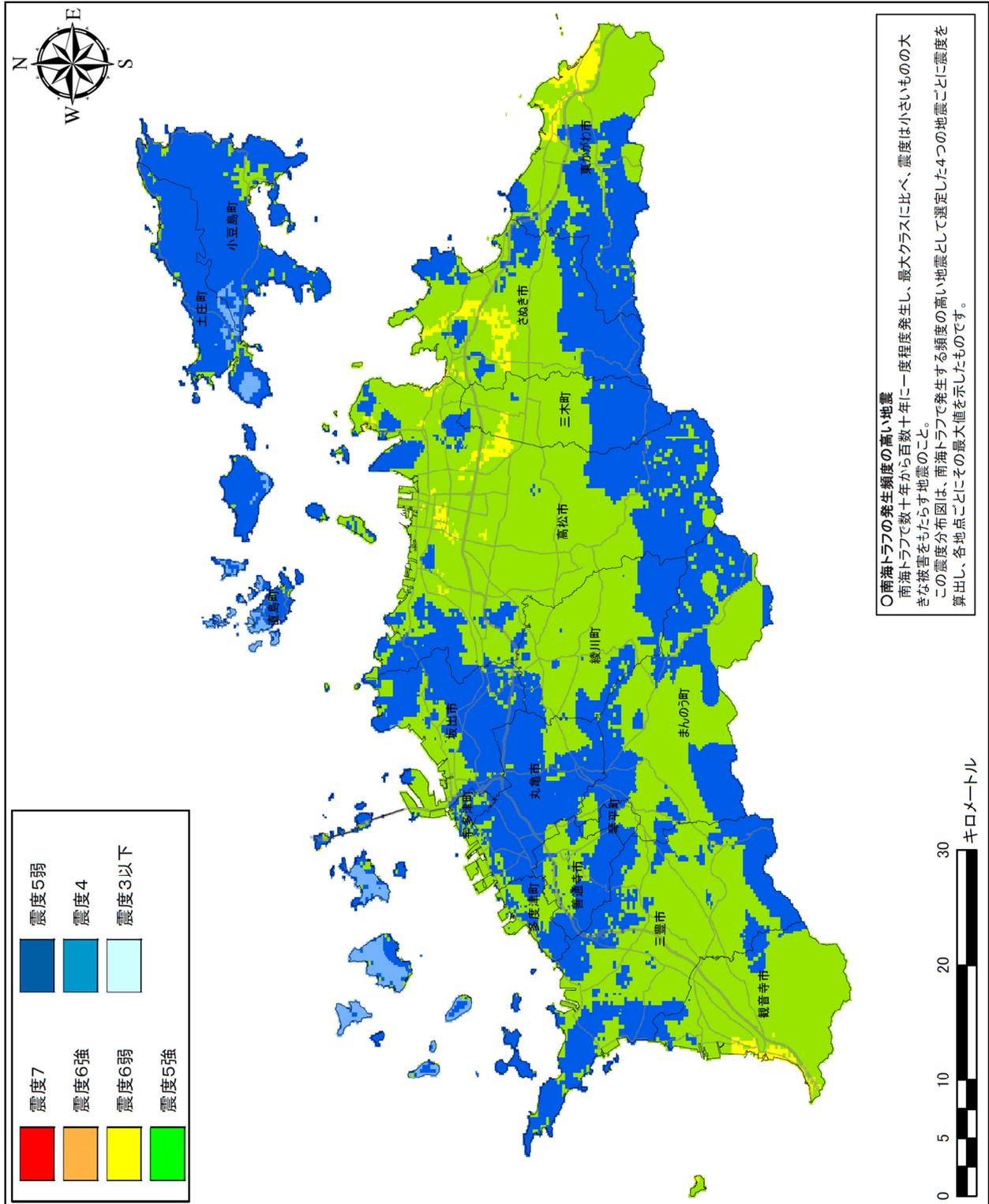
※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平成24情復、第930号)」(C)Esri Japan

(2) 発生頻度の高い地震

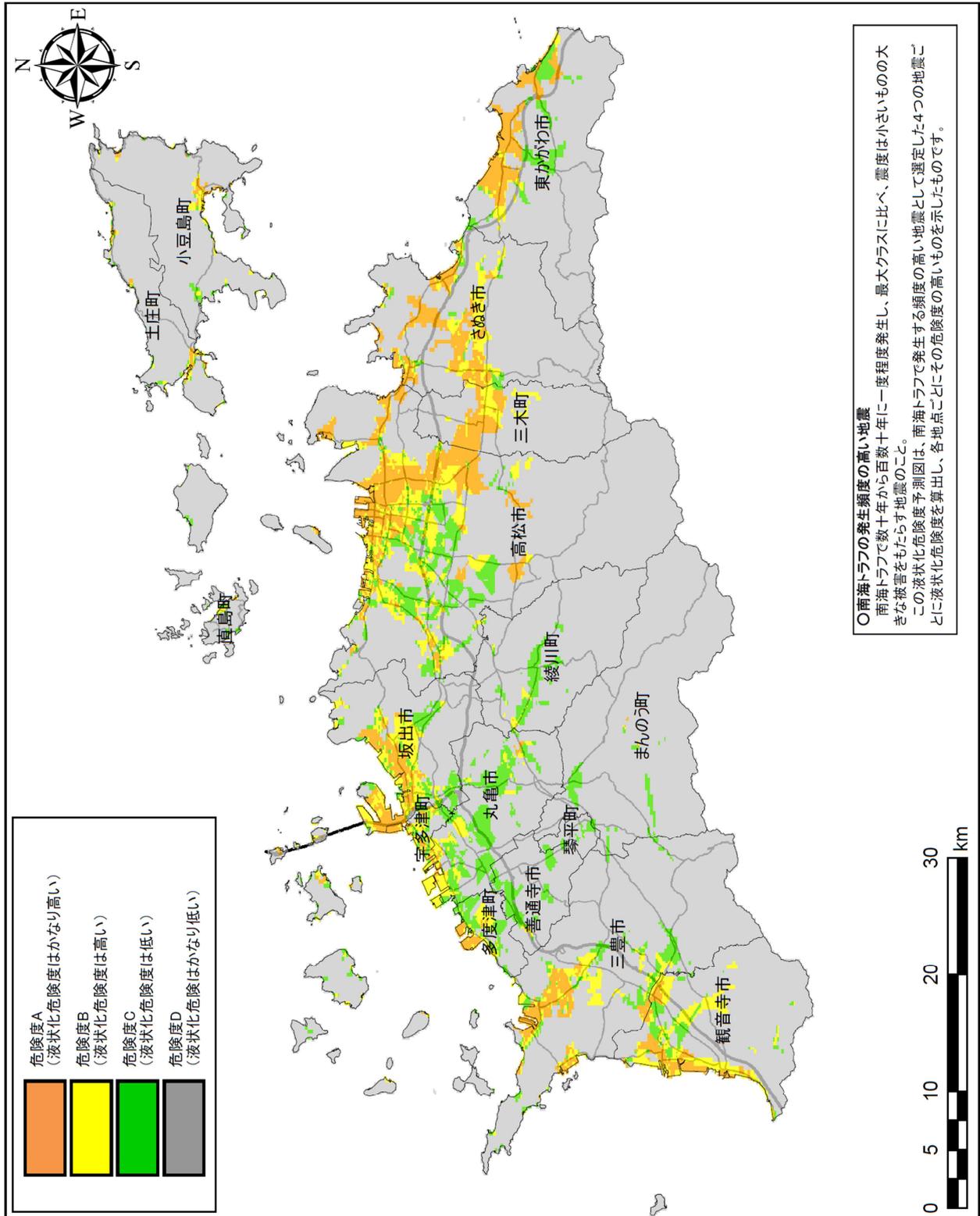
① 地震動

東かがわ市は強い揺れが予想され、臨海部で震度6弱、市全域で震度5強となっている。



② 液状化

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部に分布している。



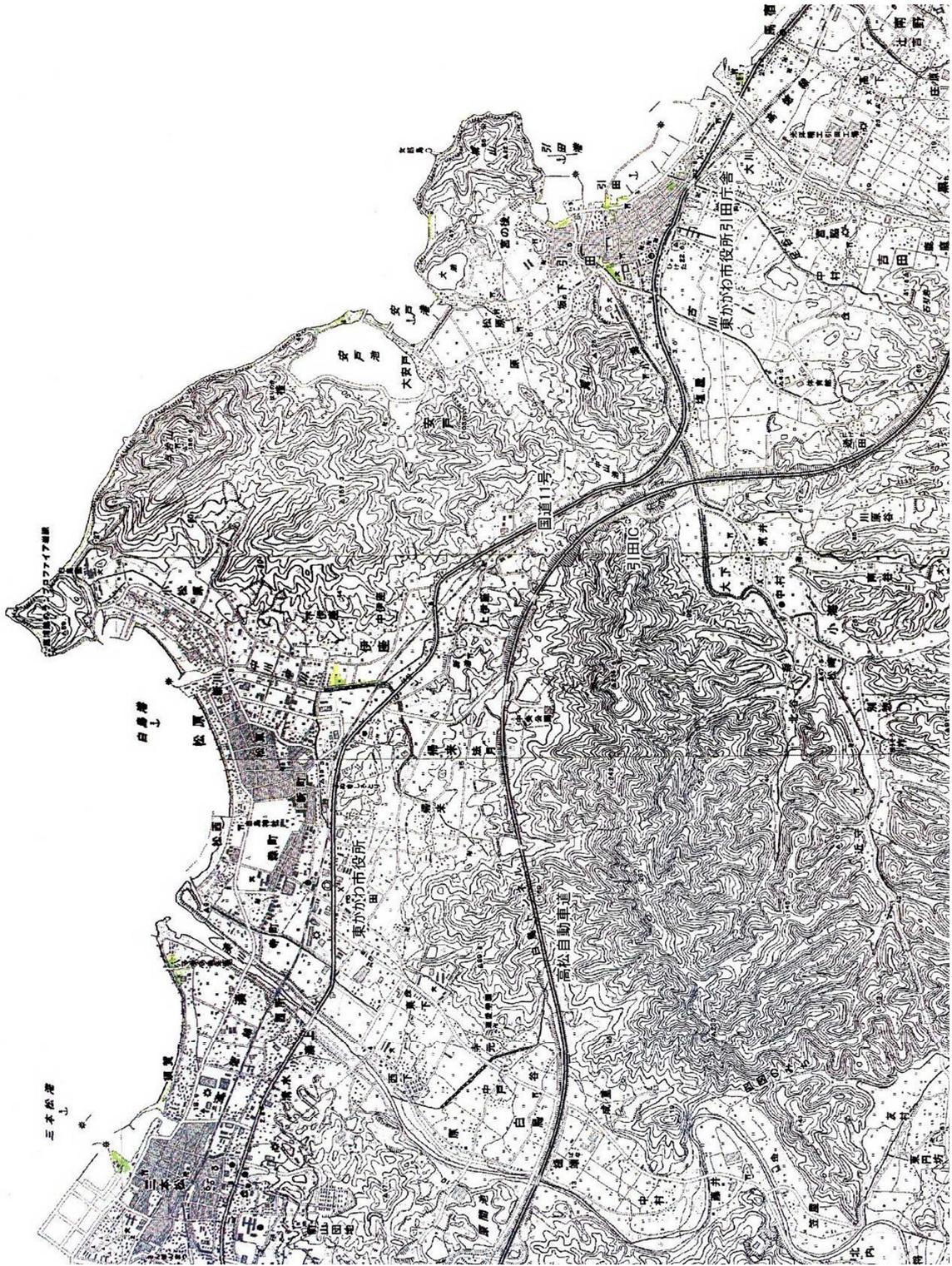
③ 津波浸水

次に、津波浸水の予想図を示す。

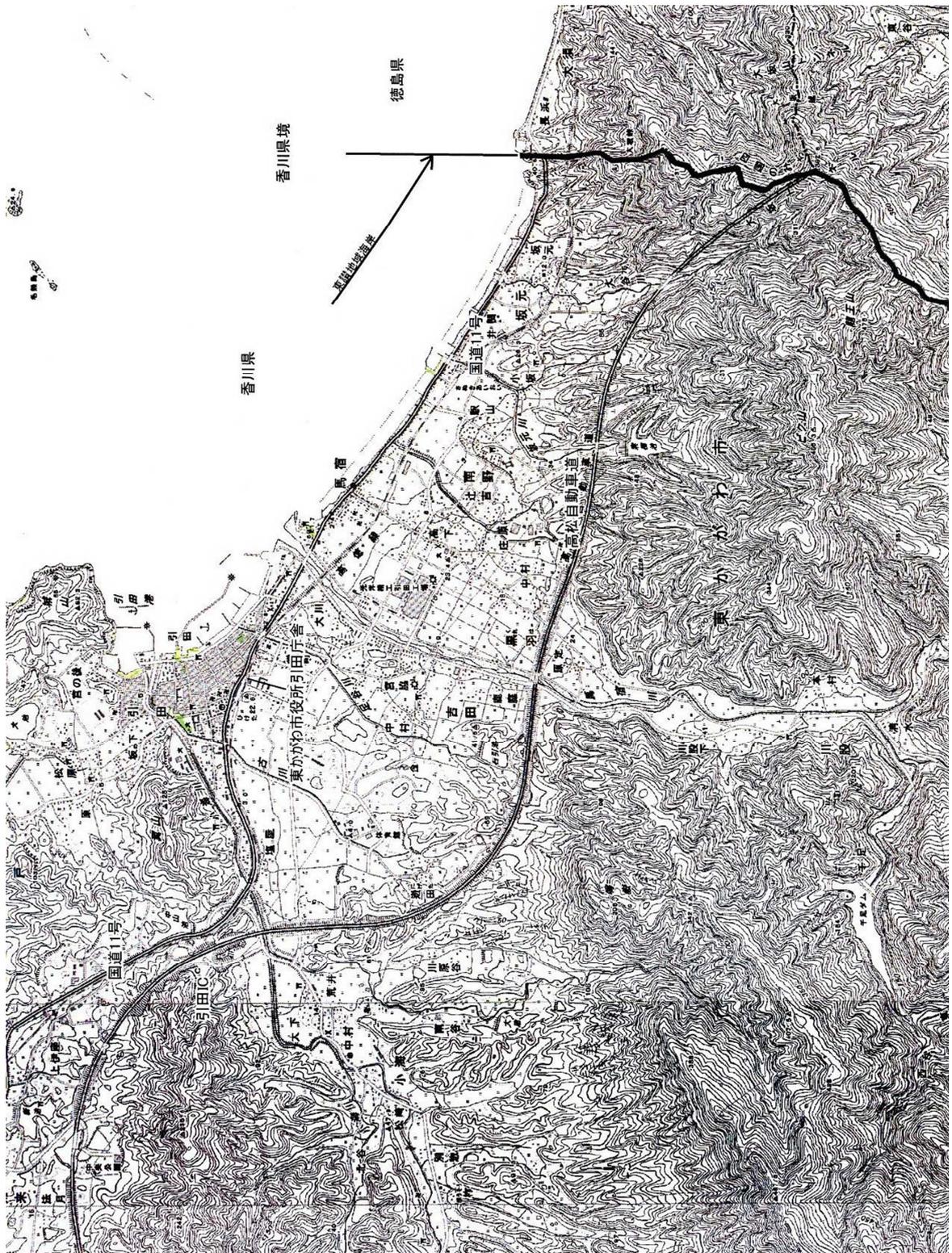
a 三本松港



b 白鳥港



c 引田港

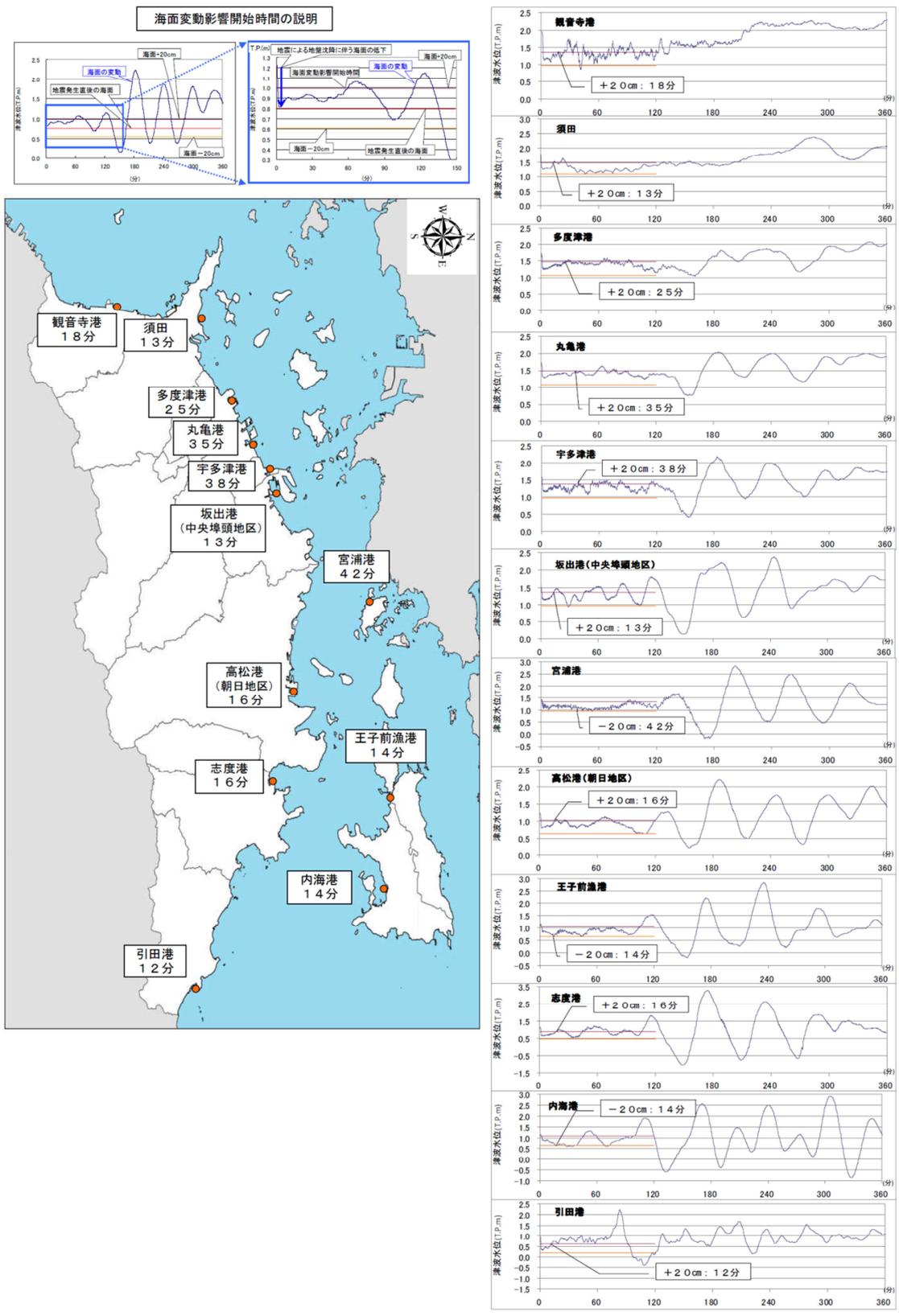


※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号平成 24 情復、第 930 号)」 (C)Esri Japan



また、香川県内主要港湾の海面変動のパターンは東西で異なり、香川県東部では第2波・第3波と繰返し津波が来襲する。

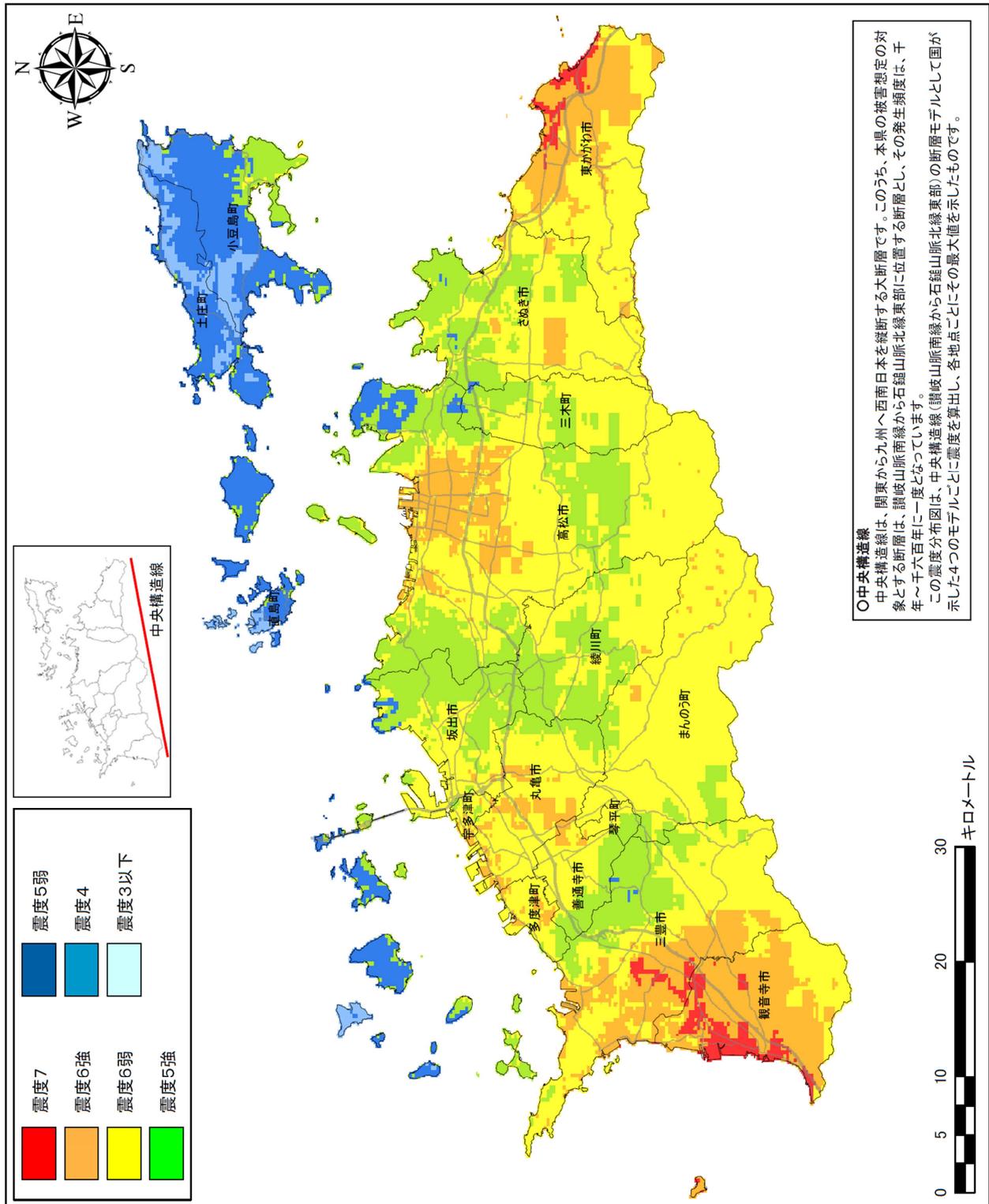




## 2 中央構造線を震源とする地震

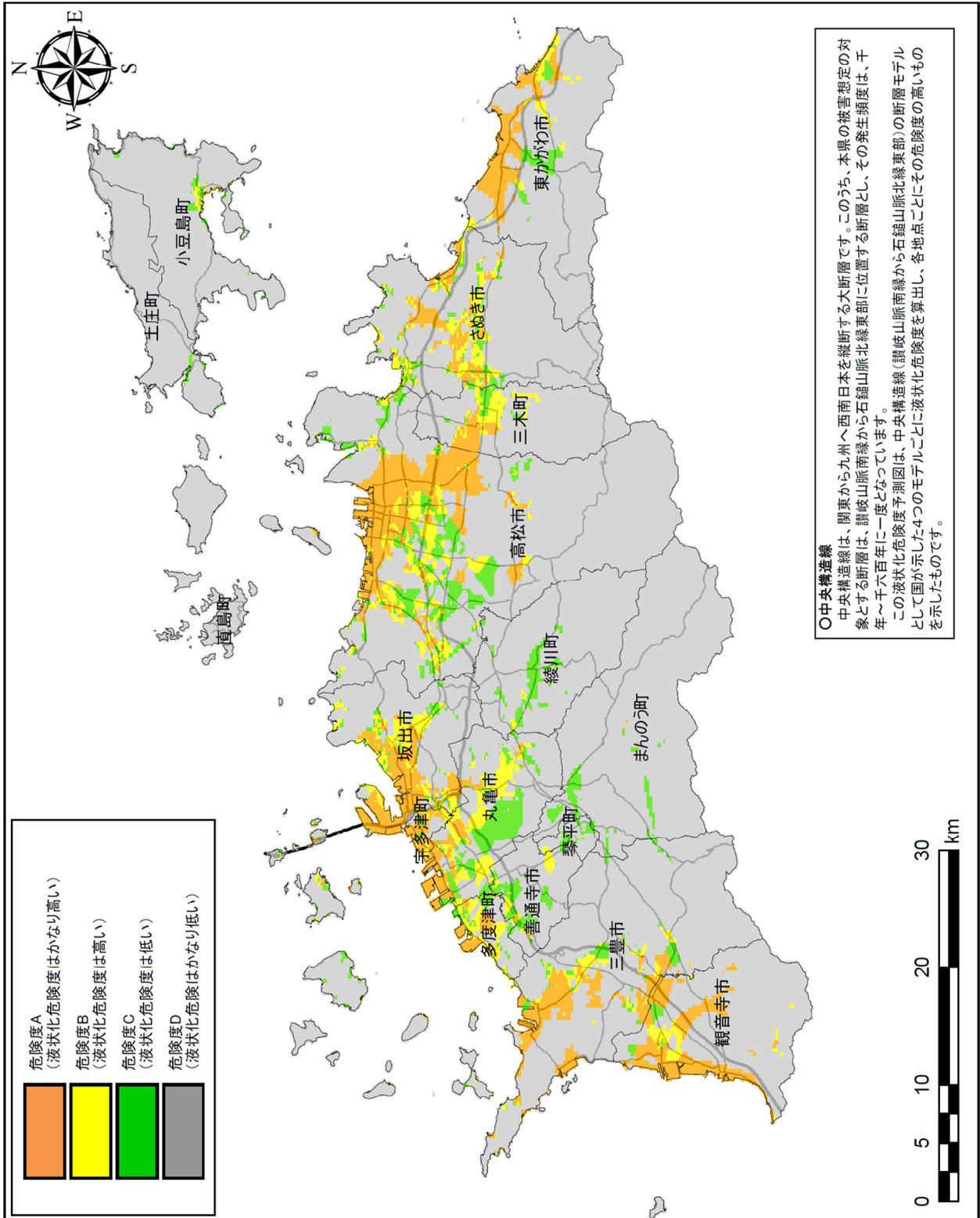
### (1) 地震動

東かがわ市は非常に強い揺れが予想され、臨海部で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



(2) 液状化

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部の周辺に分布している。東かがわ市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。



## 第5節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、市は、県及び防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

市及び県は、全ての市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、市民による自主的・主体的な取り組みが促進されるよう留意する。また、市及び県等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に市民等が地震・津波対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。特に、津波浸水予測地域の市民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮する。

### 1 津波への対応

県が実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

### 2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

### 3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、県や防災関係機関、市民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

### 4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生したりするなどのおそれがある。このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

## 第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとる。

### 1 南海トラフ地震に関連する情報

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域にかけて設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

#### 【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内（※1）でマグニチュード 6.8 以上（※2）の地震（※3）が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0 以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の

地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、市民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に市民に伝達する必要がある。

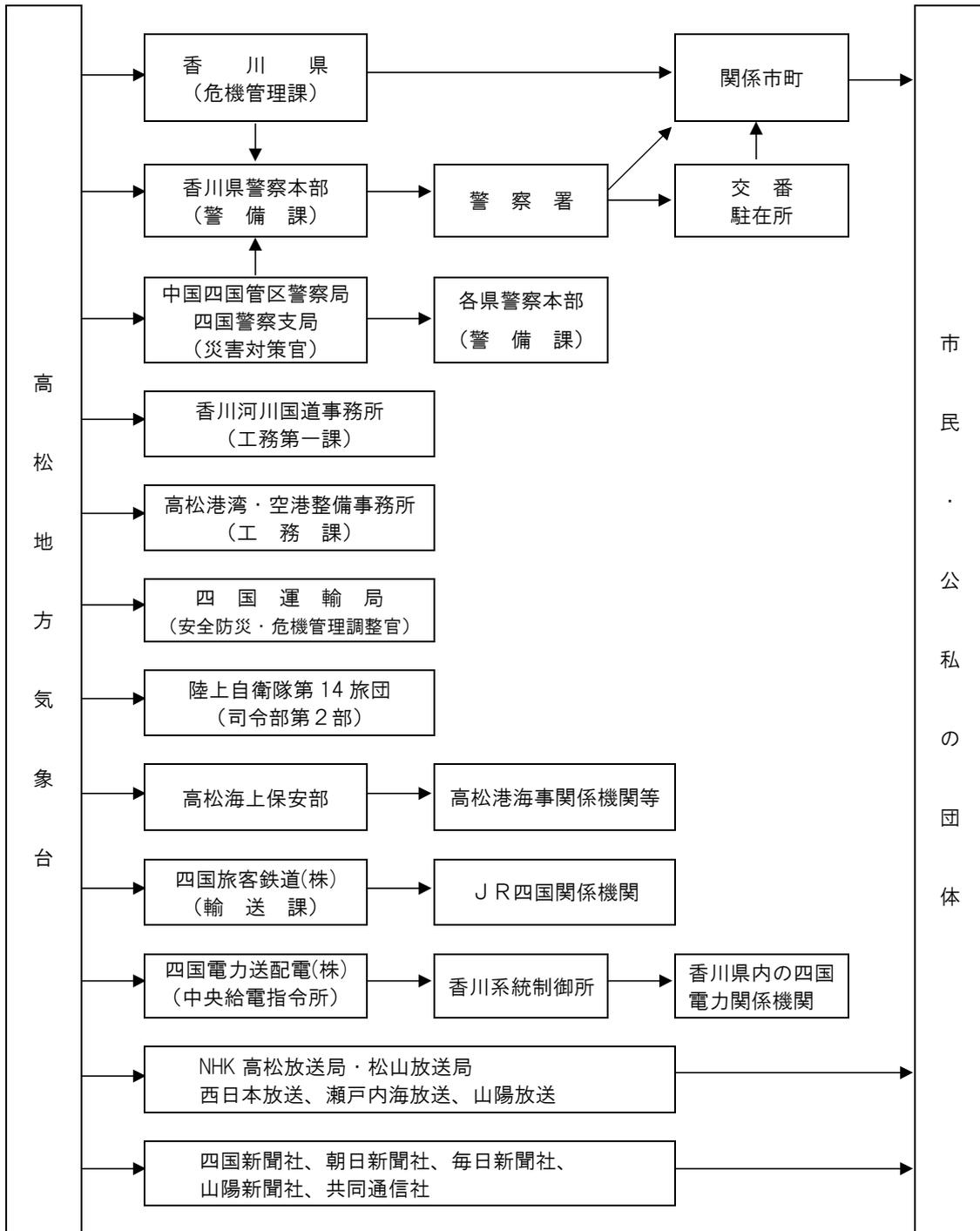
県は、市及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により市民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線や告知端末による放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



### 3 情報収集・連絡体制

市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部署で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

### 4 災害応急対策をとるべき期間等

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及

びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

## 5 市民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、市民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、市及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など市民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、市民の身体に危険をおよぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、市民の事前避難を検討することを基本とする。

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒対応）発表時

#### ① 日頃からの地震への備えの再確認等

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、市民に必要な対策の実施を促す。

#### ② 後発地震に備えた事前避難

##### ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30 cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30 cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30 cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

##### イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

##### ウ 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

##### エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

半割れケース（東側でモーメントマグニチュード 8 クラスの地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の市民に対して「避難指示（緊急）」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30 cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

## オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能ない施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

## カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30 cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができる。

### ③ 避難所の運営等

市は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組みを推進する。

また、市は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

## (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意対応）発表時

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、市及び県は、同情報発表時に、市民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、市民に必要な対策の実施を促す。

## 6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

### (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

### (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## 7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪

及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

## 8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

### (1) 水道

香川県広域水道企業団（以下「水道事業団」という。）は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された

場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

### (2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保する。

### (3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保する。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じ、その実施体制を定める。

### (4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示する。

### (5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、市民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、市民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

## 9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておく。

## 10 交通

### (1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について市民等にあらかじめ情報提供を行う。

### (2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行う。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

### (3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行い、特に、津波等により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとる。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、市民等に対してあらかじめ情報提供を行う。

## 11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知する。

#### ① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手す

るための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 学校にあつては、次に掲げる事項

ア 児童・生徒等に対する保護の方法

イ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

ア 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法

イ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止する。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携等の措置を行う。

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

### 1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

### 2 整備方針等

- (1) 施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。
- (2) 当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

### 3 整備目標

#### (1) 施設の整備等についての目標

##### ① 避難場所

市は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

##### ② 避難経路

ア 市は、県が進める避難経路となる道路の整備に協力する。

イ 市は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

##### ③ 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、消防団の拠点施設である消防団屯所のうち、耐震性を有していない施設等の改修整備等を行う。

##### ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

ア 市は、県が中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道の整備に協力する。

イ 市は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

##### ⑤ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

市は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

##### ⑥ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

ア 市は、県が進める緊急輸送を確保するために必要な道路の整備に協力する。

イ 市は、県が整備する災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策に協力する。

ウ 市は、県が道路防災点検の結果による要対策箇所の整備に協力する。

- エ 市は、県が緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設の整備に協力する。
- オ 市は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。
- ⑦ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設  
市は、県が四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備に協力する。
- ⑧ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設  
市及び県は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。
- ⑨ 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの  
ア 県は、避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、治山ダム等の保安施設を令和2年度までに82箇所整備する。  
イ 県は、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和2年度までに、砂防設備7箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
- ⑩ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの  
ア 県は、貯水量10万㎡未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池を対象に耐震性点検調査を行い、耐震性が不足するため池について、耐震補強工事を実施する。  
イ 市は、貯水量10万㎡以上の大規模ため池のうち、耐震性が不足するため池の耐震化補強工事に協力する。
- ⑪ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点  
市は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。
- ⑫ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備  
ア 市は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、市が必要と判断する井戸を整備するよう努める。  
イ 水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。  
ウ 市は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の市や県が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。
- ⑬ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫  
市は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の市や県が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

- ⑭ 地震災害時において負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

市及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

- ① 社会福祉施設

市は、社会福祉施設の耐震化率を令和2年度までに90%とする。

- ② その他不特定多数の者が利用する公的建造物

市は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

## 第8節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こり得る津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

### 1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

### 2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施に当たり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用する。

### 3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定する。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先して、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル含む。）や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組合わけて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

(3) 津波浸水想定公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努める。

#### 4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、市は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の設置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

#### 5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討する。

#### 6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、漁港及び下水道等の管理者は、地震及び津波の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努める。
- (5) 市は、市民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線等情報伝達設備の整備等に努める。

#### 7 海岸保全施設の整備等

香川県には、瀬戸内海に面した延長約700kmにおよぶ海岸線があり、農林水産省(漁港、農地海岸)及び国土交通省(港湾区域、その他の海岸)がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

#### 8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期する。